

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合を令和7年度末までに15%以上にする。

(参考) 平成28年度～令和元年度実績 5.9%

<対策>

- 妊娠・育児に関する勤務条件等を記載した「パパ・ママサポートの手引」について、適宜内容の追加・修正を行いながら、毎年定期にお知らせをして周知を図る。
- 職員が育児休業を取得する場合には、職場の状況に応じ、有期職員、正規職員又は再雇用職員を配置するなど、業務が円滑に遂行できる体制を維持するとともに、職員が安心して休暇を取得できる環境作りに努める。

目標2：令和7年度まで毎年度、当該年度に子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率を90%以上にする。

(参考) 令和元年度実績 63.6%

<対策>

- 配偶者が出産を控えている職員に対し、所属より「パパ・ママサポートの手引」を配付し、育児休業及び出産・育児支援休暇の積極的な取得を促す。

目標3：職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を令和7年度末までに13日以上にする。

(参考) 令和元年度実績： 12.5日

<対策>

- 年次有給休暇の取得計画書等を活用し、年次有給休暇の計画的な取得を促す。
- 職場の育児参画を促すため、次の具体例を参考にしながら、年次有給休暇の取得促進に向けた職場環境作りに努める。
  - ・ 子どもの予防接種実施日
  - ・ 授業参観日、PTA活動、子育てに係る地域活動等
  - ・ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日